新たな枠組みの実現に向けて
チャレンジ環境

地球温暖化に関する新たな動きが相次いでいる。世界気象機構（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された組織「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、2013年9月に地球温暖化に関する自然科学的根拠の新見解を公表。11月にポーランド・ワルシャワで開かれた国連気候変動枠組み条約第19回締約国会議（COP19）は、20年以降の温室効果ガス削減目標を、各国が15年12月のCOP21に十分先立ち提出することで合意した。日本はCOP19で20年の温室効果ガス削減を05年比3・8％減とする新たな数値目標などを表明。着実に排出削減を進めていくことにしている。

IPCC最新の知見報告
CO_2排出と気温上昇が比例

13年9月にスウェーデン・ストックホルムで開かれたIPCC第36回総会において、IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）の政策決定者向け要約が承認・公表された。

この報告書は07年の第4次評価報告書以来6年ぶりとなる。この間に出された新たな研究成果に基づく、地球温暖化に関する自然科学的根拠の最新の知見が取りまとめられた。このうち新見解として「1992－2005年において、3000㍍以深の海洋深層で水温が上昇している可能性が高い」「二酸化炭素（CO_2）の累積排出量と世界平均地上気温の上昇量は、ほぼ比例関係にある」ことなどが示された。

IPCCは88年に設立。目的は人為起源による気候変動、影響、適応および緩和方策に関して、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことだ。議長、副議長、三つの作業部会および温室効果ガス目録（インベントリー）に関するタスクフォースによって構成。

今後、ほかの作業部会などの公表が続く。14年3月25日から日本で初めて横浜市で開かれるIPCC38回総会において、第2作業部会報告書（影響、適応、脆弱性）が公表される。14年4月7日からドイツ・ベルリンで行われるIPCC39回総会で第3作業部会報告書（気候変動の緩和）が示される。10月27日からはデンマーク・コペンハーゲンでのIPCC総会で統合報告書が公表される予定だ。

COP19
途上国支援求める

ワルシャワで開かれたCOP19の合意文書は、20年以降の温室効果ガス削減目標をCOP21より十分早い時期に、準備できる国は15年第1四半期までに提出すると明記。先進国には途上国が目標を提出できるように14年のできるだけ早い時期から資金面などの支援を行うことを求めた。

COP19は2020年以降の温室効果ガス削減目標を15年に提出するとの合意文書を採択し閉会した（11月23日、ワルシャワ　EPA＝時事）

途上国は先進国全体で20年に年間1000億㍍という長期資金の動員に向けて、中期目標（16年に年間700億㍍）の設定や、緑の気候基金（GCF）への拠出時期・金額について具体的数字を書き込むことを主張した。しかし先進国が難色を示したため、最終的にはこれらの記述は決定に盛り込まれなかった。

気候変動の悪影響に関する損失・被害については、COP22で見直すことを条件とし、カンクン適応枠組み（CAF）の下に、ワルシャワ国際メカニズム（WIM）という組織を設立することに合意。途上国を支援する。

途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減など（REDD＋）について技術ガイダンス、資金、組織を含む支援の調整に関する枠組みを決めた。

このほか、次回のCOP20はペルーが議長国を務め、リマで開催されることになった。COP21はフランスが議長国を務めることが決まるとともに、セネガルがCOP22の議長国を務める意志があることを表明した。

政府、新目標を決定
気候変動への適応も急務

環境省は11月19日に12年度温室効果ガス排出量（速報値）を発表した。CO_2換算で13億4100万㌧となり、京都議定書の規定による基準年（90年）に比べると6・3％の増加だった。この結果、京都議定書第一約束期間（08－12年度）の5カ年平均で基準年比8・2％減となり、京都議定書の目標である基準年比6％減を達成する見込みとなった。

政府は11月15日に地球温暖化対策推進本部を開き、20年度の温室効果ガス排出量削減の新目標を決めた。COP16でのカンクン合意の履行のため、また、COP19までに90年比25％削減目標をゼロベースで見直すとした安倍晋三首相の指示を踏まえてまとめた。

新目標は05年度比3・8％減とした。3・8％削減の内訳として、1％分は省エネルギー推進や再生可能エネルギーの導入拡大のほか、2国間クレジット制度の推進など。2・8％分で森林吸収による温室効果ガス削減を見込む。これは原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策およびエネルギーミックスが検討中であることを踏まえて、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標だ。

石原伸晃環境相は「この目標は一見すると低い値に映るかもしれない。しかし、これは野心的な目標。既に世界最高水準にあるエネルギー効率を20％も改善するという野心的なもの」と評価。今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定する。

IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書では、気候システムの温暖化については疑う余地がないとされている。また、熱波や大雨の増加についても、人間の影響が指摘されている。こうした状況下、気候変動への対処（適応）を行うことが急務となっている。特に国際交渉においても気候変動への適応は緩和対策とともに主要なテーマとなっており、COP16でのカンクン合意によって、途上国における気候変動に対する脆弱性の低減および強靱化の必要性が指摘されて以降、注目が集まっている。

日本は14年3月に横浜市で開くIPCC第5次評価報告書の適応に関する第2作業部会の総会に向けて普及、啓発を進めようとしている。

さらに国レベルの適応計画の策定に向けた取り組みや、アジア太平洋地域を中心とした緩和および適応に関する研究、知見共有のネットワーク化を進めようとしている。

具体的には環境相の諮問機関である中央環境審議会の地球環境部会が、13年7月に政府全体の「適応計画」策定に向けて、気候変動が日本に与える影響およびリスクを審議する気候変動影響評価等小委員会の設置を決めた。同小委員会は15年1月をめどに審議結果を地球環境部会に報告。その後、各省における適応策の検討を同年1月頃に開始して同年夏ごろをめどに政府全体の総合的、計画的な取り組みとして、適応計画を閣議決定するスケジュールだ。

また、14年度環境省概算要求の新規分に、緩和と適応の政策を統合した政策を早急に実現する基盤づくりを行うため、気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク（CCR－LCSNet）を構築する事業などを盛り込んだ。

11月26、27日には環境省環境研究総合推進費「S－8　温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」、国立環境研究所、法政大学の主催で気候変動適応シンポジウム「気候変動の影響と適応～地域の実践」が都内で開かれた。パネルディスカッションで気象庁、環境省、国土交通省、農林水産省の関係者が各省庁の気候変動適応への取り組みを紹介。「各国で適応計画をつくる機運にある」（環境省）ことなどの説明があった。

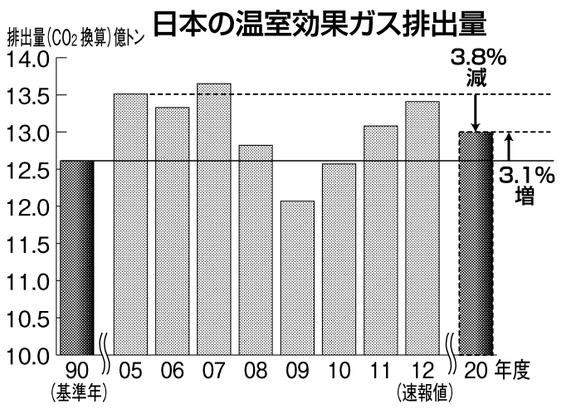

気候変動適応シンポジウムのパネルディスカッション（11月26日、都内）